**静岡市子ども医療費助成規則の一部改正（案）の概要**

１　規則等の案の題名

　　静岡市子ども医療費助成規則の一部改正（案）

２　規則等を定める根拠となる法令の条項

　　規則等を定める根拠となる法令の規定はありません。

３　改正の趣旨

　　現在、中学校卒業前までとしている助成対象年齢を高校生年代まで拡大することで、より多くの子どもの保護者の経済的負担の軽減および子どもの健全な育成に寄与することを目的として、所要の改正を行います。

４　改正の内容

1. 助成対象年齢を拡大します。

　助成対象とする子どもの範囲を、中学校卒業前から高校生年代へと拡大（18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者）し、これまで以上に多くの子どもが助成を受けられるよう改正を行います。

1. 子ども本人が、自分で申請し受給資格を受けられるようにします。

　助成拡大によって新たに対象となる高校生年代では、就労等により社会的に自立している場合も考えられるため、受給資格者となることができる者をその保護者に限らず、場合によって、子ども本人でもなることができるよう改正を行います。

５　規則等を施行する時期（予定）

　　令和元年10月１日